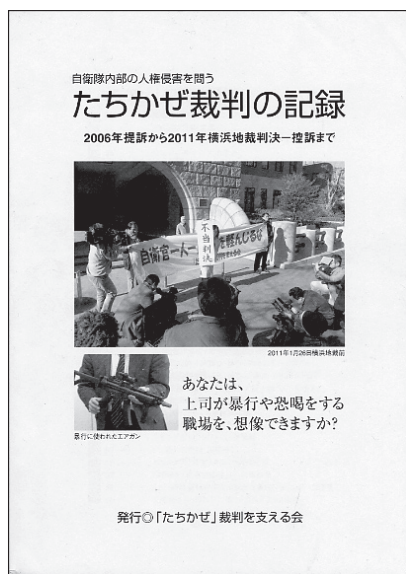


パンフレット紹介



自衛隊内部の人権侵害を問う
たちかぜ裁判の記録
2006年提訴から2011年横浜地裁判決—控訴まで

この裁判（「たちかぜ」裁判）の提訴を伝える「産経新聞」（二〇〇六年四月六日）の記事は次のようであった。

「二等海士自殺「いじめが原因」／遺族、国などを提訴／海上自衛隊横須賀基地所属の一等海士の男性〓当時（二二）〓が自殺したのは、自衛隊内部でのいじめが原因だったとして、両親が五日、国と元上司の男性を相手取り、慰謝料など総額約一億三千万円の損害賠償を求める訴訟を横浜地裁に起した。／訴状によると、元上司は男性に殴るけるの暴行を加えたり、「サバイバルゲーム」と称して至近距離からエアガンを発射したり、日常的ないじめを繰り返していた。男性は平成十六年十月二十七日、京急立会川駅で電車で飛び込み自殺。所持品のバックから元上司に対する怨みなどを記した遺書が見つかった。／元上司は暴行罪などで懲役二年六月、執行猶予四年の有罪判決が確定している。／原告代理人と両親が五日、横浜市中区で記者会見し、「刑事事件では、自殺についての責任を問えなかった。いじめの実態を知りながら、漫然と放置した国の責任は重い」と指摘。男性の父親（五四）は「同じ問題を二度と起こさせないためにも、艦内での真相を明らかにしなければいけない」と話した」。

ここで紹介するパンフレットは、こうして始まった裁判の一審（横浜地裁）判決（そしてそれを不服として控訴する）までの記録である。特徴的なのは、通常よくある裁判記録集のように、準備書面や意見陳述書をまとめただけのものではなくて、裁判を闘って行く過程で、支える会のメンバーによるさまざまな時点でのアピール活動や報告集会などでの「熱い発言」の記録も収められているところだろう。もちろん、わかりやすい判決文の解説や口頭弁論の資料なども、提訴から判決・控訴へ至る裁判の展開とその中身がよく理解出来るような形で収録されている。たいくつで読みきるのに苦労することが多い裁判記録集とはまったく違う工夫された作りになっているところがいい。

判決をむかえることなく逝かれた原告であるお父さんの意見陳述にある「私は自分が息子を殺したと思っています。私が自衛隊を勧めたために、息子はわずか二一年六ヶ月の人生に幕を引きました。その後悔の念はいっぱいなのです。／このような悲劇は私たちの事件でもうたくさんです。自衛隊員一人一人の尊い命を軽んじるなどいいたくない。自衛隊がそれに気づいているのに何も出来ないでいる。この根深き悪しき体質を、すべての自衛隊員のためにも改善することが必要だと思います」という言葉や、支える会の結成集会での岡田尚弁護士団団長の「裁判の意義は、自衛隊の実態（人権侵害）を明らかにすることです。自衛隊は憲法違反だと思うが、その事と自衛隊の中で何が行われているかを問うことは矛盾しない。本当に国を守るためにあるのか、そういうものになっているのか、ということは具体的な事実や事件を通じてしか分からない」といった発言などが心に残る。控訴審以降の支援のためにもぜひ一読下さい。（編集部）

発行日：二〇一一年四月三〇日

編集・発行：「たちかぜ」裁判を支える会

連絡先：横須賀市米が浜1-18-15 オーシャンビル3F

「じん肺アスベスト被災者救済基金」内

TEL/FAX：046-867-8570